

全日本アンサンブルコンテスト高知県大会実施規程

第1章 総 則

- 第1条 本大会は「全日本アンサンブルコンテスト高知県大会」という。
- 第2条 本大会は、高知県における吹奏楽の普及・向上を図ることを目的とするが、あわせて全日本アンサンブルコンテスト高知県予選も兼ねるものとする。
- 第3条 常任理事会は、毎年3月末日までに、次年度の本大会について、実施会場・日時などの必要事項を決定する。
- 第4条 部門順序及び出演順序は、常任理事会で決定する。

第2章 実施部門

- 第5条 実施部門は次のとおりとし、参加団体は所属する部門に参加する。
- ① 中学生の部 ② 高等学校の部 ③ 大学の部 ④ 職場・一般の部

第3章 参加規程

- 第6条 各グループの編成は、3名以上8名までとし、地区大会と同一メンバーとする。
- 第7条 各部門の参加資格は高知県吹奏楽連盟に登録された加盟団体に属するグループで、次のとおりとする。ただし、同一人が二つ以上のグループに重複して出場することは認めない。なお、年齢については問わない。

(1) 中学生の部

中学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生※1の参加は認める）

参加形態は以下のとおりとする。

- ① 単独校 従来通りの参加形態
- ② 合同バンド

部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が、学校長の許可のもと編成する団体

- ③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生※1、中学生※2で構成された団体

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を
広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める

(2) 高等学校の部

同一高等学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める）

(3) 大学の部

同一の大学に在籍している学生（大学院生を含む）とする。ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

(4) 職場・一般部門

当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

※1 小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

※2 中学生

学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

- 2 その他、第9条第1項(1)-②、③に該当しない団体については、第2事業部会でこれを検討し、常任理事会で参加の可否を決定する。

第8条 参加グループの人員および資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格とする場合がある。

第4章 合同バンド

第9条 中学生の部において、単独で出場することが困難な学校（団体）同士が合同でバンドを結成して出場することを認める。資格については第7条第1項(1)のとおり。

第10条 合同バンドを結成して出場しようとする中学校は、単独で出場することが困難な理由を明記し、各々の学校長より合同バンドでの出場願いを提出するものとする。

第5章 演奏

第11条 参加グループは任意の1曲を演奏して審査を受けるものとする。組曲も1曲と見なす。

第12条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器・コントラバスによるものとする。ただし、コントラバスのみによる編成及びリコーダーの使用は認めない。

2 同一パートを2名以上で演奏することは認めない。

3 独立した指揮者は認めない。

4 参加グループは全パート記入のスコアを提出する。

第13条 演奏曲は地区大会または予選大会で演奏したものとする。

第14条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

第15条 演奏時間は5分以内とする。

第16条 演奏時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第6章 審査・表彰

第17条 審査員は審査員選考委員会で選出し、これを理事長が委嘱する。審査員の数は原則として5名とする。

2 審査方法は本大会審査内規による。

第18条 表彰は各部門ごとに、金賞・銀賞・銅賞のいずれかとする。

第7章 代表の選出

第19条 四国支部大会への高知県代表は次のとおりとする。

① 理事長は演奏審査の結果、各部門ごとに、金賞の上位の団体より代表権を与える。ただし1グループのみの参加部門については審査員の意見を聞き理事長がこれを決定する。

② 各部門における代表数は次のとおりとする。

中学生・高等学校 9グループ以内

大学 1グループ以内

職場・一般 2グループ以内

ただし、中学生・高等学校の代表数の配分については、常任理事会で決定する。

第8章 その他

第20条 本大会の実行委員会は常任理事会でこれを組織する。

第21条 本大会実施にあたって、常任理事会が必要と認めた場合は、理事長の承認を得て、共催または後援団体をもつことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

第22条 会場内で演奏および審査の妨げになる行為（写真撮影・録音・録画）はこれを禁止する。ただし、本連盟の許可を得たものはこの限りではない。

第23条 本大会に出場しようとする団体は、本連盟の定めた所定の様式によって常任理事会の定めた締切日を厳守して申し込まなければならない。

第24条 その他、開催上の細目については、実行委員会が定める。

第25条 この規程は全日本アンサンブルコンテスト実施規定及び全日本アンサンブルコンテスト四国支部大会実施規定の改定・本連盟の理事会の議決により改定することができる。

第26条 この規程に定めない事項は、全日本アンサンブルコンテスト四国支部大会規定に準ずる。

附 則

1 この規程は、平成20年 4月13日より施行する。

2 この規程は、平成25年 4月13日に一部改定する。

3 この規程は、平成26年11月30日に一部改定する。

4 この規程は、平成28年 4月 2日に一部改定する。

5 この規程は、平成29年 4月 1日に一部改定する。

6 この規程は、令和 4年 4月 2日に一部改定する。

7 この規程は、令和 5年 4月15日に一部改定する。

8 この規程は、令和 6年 4月13日に一部改定する。